

川西市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 8 号

川西市公印規則の一部を改正する規則

川西市公印規則（昭和39年川西市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前				改正後
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）
兵庫県 川西市 長之印 （中央 北地区 土地区 画整理 専用）	方 2. 1	阪神間 都市計 画事業 中央北 地区特 定土地 区画整 理事業 におけ る土地 区画整 理施行 者代表 者名を もつて する文 書	1	都市 政策 部都 市政 策課 長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。